

## 令和 4 年度 消費者教育推進の取組

## 1 概 要

令和 4 年 3 月に策定した、静岡県消費者基本計画に基づき、以下のとおり、「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を目的とした消費者教育推進の取組を展開していく。

## 2 事業概要

| 施策の柱                            | 主な取組内容  | 資料                      |
|---------------------------------|---|-------------------------|
| 持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成          | (1) 人が幸せになるエシカル消費の普及啓発<br>○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施<br>○SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施                     | 3 - 7                   |
| ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進 | (1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施<br>○消費者教育出前講座の実施<br>○高校生消費者教育出前講座の実施<br>○シニア向け消費者教育推進事業の実施           | 3 - 3<br>3 - 3<br>3 - 8 |
|                                 | (2) 若者主体の消費者教育・啓発事業の実施  | 3 - 6                   |
|                                 | (3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施   | —                       |
|                                 | (4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信   | —                       |
|                                 | (5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進  | —                       |
| 消費者教育の担い手となる人材の養成               | (1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施<br>○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義<br>○教員向け情報モラル研修（総合教育センター）<br>○教員向け消費者教育実践講座 | 3 - 4                   |
|                                 | (2) 消費者教育講師人材養成研修の実施  | 3 - 5                   |
|                                 | (3) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施   | —                       |

## 3 取組状況

| 施策の柱                    | 区 分                  | 令和 4 年度の取組  |
|-------------------------|----------------------|---|
| に持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成 | (1) 人が幸せになるエシカル消費の推進 | 消費者と事業者の双方に対し、普段の生活にエシカルな視点をプラスすることで、自身の心が豊かになるとともに、未来の人々の幸せにつながる「エシカル消費」への共感を広げる取組を展開<br>県ポータルサイトやエシカルロゴマークを活用した事業を展開。消費者が「エシカル消費」を知り、身近に感じることで認知度向上を図り、日常生活において何か一つでも「エシカル消費がプラス」されるよう促進<br>○消費者と事業者の双方に向けた啓発事業の実施<br>○エシカル消費と SDGs に関する出前講座の実施 |

|                                 |                            |   |
|---------------------------------|----------------------------|---|
| ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進 | (1) 学校、地域、職域での消費者教育出前講座の実施 | <p>県民生活センターを拠点とし、消費生活相談員や消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座を実施。</p> <p>成年年齢引下げに対応し、若者向けの出前講座の実施を強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育出前講座の実施</li> <li>○高校生消費者教育出前講座の実施</li> <li>○保護者向け消費者教育出前講座の周知</li> <li>○大学生・新社会人向け消費者教育出前講座の周知</li> <li>○シニア向け消費者教育推進事業の実施</li> </ul>   |
|                                 | (2) 若者主体の消費者教育・啓発事業の実施     | <p>大学生・専門学校生が学生チームを結成し、意見交換をしながら啓発動画を制作、情報発信</p>  |
|                                 | (3) 消費者被害防止キャンペーン等の実施      | <p>市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施</p> <p>成年年齢引下げに対応し、夏休み期間に商業施設で啓発イベントを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者月間（5月）</li> <li>○消費者被害防止月間（12月）</li> <li>○夏休み期間（7/28イオン富士宮、8/10イオン志都呂）</li> </ul>  |
|                                 | (4) 情報誌やポータルサイト等による情報発信    | <p>悪質商法に対する注意喚起や消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発を実施○生活情報誌「くらしのめ」発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行回数3回（増刊号（高齢者特集号）は組回覧）</li> <li>○高齢者啓発リーフレットの作成</li> <li>・発行回数1回</li> <li>○県ホームページ、SNS、若者向け消費者被害防止サイト等による情報発信</li> </ul>   |
|                                 | (5) 消費者団体と連携した消費者学習支援の推進   | <p>静岡県消費者団体連盟へ委託し、地域消費者生活講座を実施。</p>   |
| 消費者教育の担い手となる人材の養成               | (1) 教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施  | <p>学校における消費者教育を支援するため、教員を受講対象とした講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○常葉大学教職大学院（専門職大学院）での講義 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/1、7/8実施 13名参加</li> </ul> </li> <li>○教員向け情報モラル研修（総合教育センター） <ul style="list-style-type: none"> <li>・7/27実施 30名参加（オンライン）13名参加（オンデマンド）</li> </ul> </li> <li>○教員向け消費者教育実践講座 <ul style="list-style-type: none"> <li>・8/8実施 51名参加（オンライン）</li> </ul> </li> </ul> |
|                                 | (2) 消費者教育講師養成研修の実施         | <p>消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を新たに養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育講師養成研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10～1月に実施（全6回）。</li> </ul> </li> </ul>  |
|                                 | (2) 消費者教育講師フォローアップ研修の実施    | <p>消費者教育出前講座の担い手となる消費者教育講師等を対象に研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者教育講師フォローアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・10～12月実施</li> <li>・2～3月に講師による意見交換を実施</li> </ul> </li> </ul>  |

## 成年年齢引下げに対応した若者の消費者被害防止対策

### 1 要旨

令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことを機に若者の消費者被害の増加が懸念されることから、高校生、大学生、専門学校生等を対象として、成年年齢引下げについての周知及び被害防止対策に取り組む。

### 2 成年年齢引下げの概要

#### (1) 経緯

- 近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳まで引き下げられる等、国政上の重要な判断に関して、18歳、19歳を大人として扱う政策が進められてきた。
- これを踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、成年年齢を18歳に引き下げることとなり、平成30年6月に民法を改正、令和4年4月1日に施行された。

#### (2) 消費者への影響

- 18歳、19歳の若者が、親の同意を得ずに契約を締結できるようになった。  
例：携帯電話の購入、アパートの賃借、クレジットカード作成、ローン契約等
- 未成年者取消権<sup>(注)</sup>を行使することができなくなり、18歳、19歳の若者が、契約行為等において悪質事業者のターゲットとなる恐れがある。

(注)未成年者取消権…民法で、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができる旨が規定されている。未成年者の消費者被害を抑止する役割も果たす。

### 3 18～21歳の若年層の相談件数の推移※令和4年4～7月の件数は令和4年8月16日(火)検索時の相談件数 (単位：件)

| 県・市町受付      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和2年<br>4～7月 | 令和3年<br>4～7月 | 令和4年<br>4～7月 | 前年度比   |
|-------------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 18～19歳の相談件数 | 265   | 190   | 97           | 81           | 70           | 86.4%  |
| 20～21歳の相談件数 | 422   | 376   | 151          | 104          | 127          | 122.1% |

### 4 令和4年度の取組

#### (1) 高校生を対象とした取組

在学中に成年となることから、教育委員会等と連携し、契約など消費生活の基礎知識やトラブルへの対処法等を学ぶ機会を提供。保護者の意識向上や、教員の知識習得を支援する取組も実施し、多面的に被害防止を図る。

<主な取組> ①高校生、保護者向け出前講座

- ・出前講座の周知を図り、希望する学校に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）。

②教員向け研修

- ・消費者教育の指導方法等についての研修を行い、学校における教育を支援。
- ・その他、教員研修システムにおける動画配信に向け調整中。

(2) 大学生・専門学校生等を対象とした取組

一人暮らしやアルバイトの開始等により消費が活発となり、トラブルに巻き込まれる可能性があることから、関係課・機関と連携し、新入生を中心として啓発及び注意喚起を行う。

<主な取組> ①メール等による周知

- ・県内大学の学生一人ひとりにメールを送付。
- ・専門学校生についても各校で可能な方法により周知を依頼。
- ・日本語学校及びブラジル人学校の学生に対する周知実施についても調整中。

②出前講座

- ・出前講座の周知を図り、希望する大学に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）。

③若者による啓発動画制作、情報発信

- ・学生チームが意見交換をしながら動画を制作、情報発信。

(2) 新社会人を対象とした取組

①出前講座

- ・出前講座の周知を図り、商工会議所等の新社会人向け研修に県消費生活相談員や消費者教育講師を派遣（県民生活センター事業）

(3) その他、県広報ツール、キャンペーン等による啓発

長期休暇中の被害防止のため、夏休みや春休みなどの長期休暇前の啓発を強化する。また、多文化共生課と連携し、県内在住外国人に向けた情報発信に取り組む。

| 広報・啓発手段          |  | 実施時期(予定)  |
|------------------|--|-----------|
| 啓発イベント           | 商業施設等(西部・東部)                               | 7・8月      |
| HP               | 若者向け消費者被害防止サイト「これってトラブル?やばい!?SOS!静岡県」      | 年間        |
|                  | 多言語情報ポータルサイト「かめりあ①」<br>*やさしい日本語及び5言語にて発信   | 5月        |
| SNS              | (Twitter) 「静岡県庁わかものがかり」                    | 5・7・12・3月 |
|                  | (Facebook) 「いいねがあるある静岡県」                   | 5・7・12・3月 |
|                  | (Facebook) 多言語フェイスブック<br>*やさしい日本語及び5言語にて発信 | 5月        |
|                  | (LINE) 「静岡県公式アカウント」                        | 5・7・12・3月 |
| その他              | 街頭キャンペーン                                   | 5・12月     |
|                  | くらしのめ83号                                   | 7月        |
|                  | くらしのめ84号(若者号)                              | 2月        |
|                  | 県民だより(情報ひろば)                               | 12月       |
|                  | Eジャーナルしずおか                                 | 3月        |
|                  | 消費生活ABC                                    | 随時        |
|                  | 地デジ文字情報放送(NHK、SBS)                         | 12月       |
| ラジオ放送(SBS、K-mix) | 12月  |           |

## 消費者教育出前講座

## 1 概要

- 消費者トラブルの未然防止、消費者市民社会の理念普及のため、県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び県消費者教育講師を活用した消費者教育出前講座を実施している。
- 4月1日から施行される成年年齢引下げに伴い、より一層若者における消費者被害未然防止に努める必要があることから、令和2年度には、高校生の消費者教育を充実させるための「高校生消費者教育出前講座」を開講した。
- 消費者被害を防止するためには、生徒だけではなく、生徒の保護者も、若者が被害に遭いやすい消費者トラブルの手口を知っておく必要がある。生徒と保護者が共に意識を高めることで、被害防止に大きな効果が期待できることから、地区PTA指導者研修会において、保護者向けの消費者教育出前講座を周知し、実施拡大に努めていく。

## 2 取組状況

## (1) 消費者教育出前講座

## ○実施状況（令和4年4月～令和4年7月）

| 地域      | 大学生 |     | 高校生 |       | 中学校生 |   | 専門学校生 |     | 特別支援<br>学校生 |     | 企業・団体職員 |     | 高齢者 |    | 民生委員等<br>見守り者 |     | その他 |       | 合計    |       |       |
|---------|-----|-----|-----|-------|------|---|-------|-----|-------------|-----|---------|-----|-----|----|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
|         | 回   | 人   | 回   | 人     | 回    | 人 | 回     | 人   | 回           | 人   | 回       | 人   | 回   | 人  | 回             | 人   | 回   | 人     | 回     | 人     |       |
| 東部      | 1   | 122 | 2   | 92    | 0    | 0 | 6     | 430 | 0           | 0   | 2       | 22  | 1   | 20 | 4             | 32  | 0   | 0     | 16    | 718   |       |
| 中部      | 2   | 213 | 0   | 0     | 0    | 0 | 4     | 198 | 0           | 0   | 0       | 0   | 1   | 16 | 1             | 40  | 0   | 0     | 8     | 467   |       |
| 西部      | 0   | 0   | 0   | 0     | 0    | 0 | 0     | 0   | 0           | 0   | 5       | 105 | 1   | 25 | 2             | 78  | 1   | 14    | 9     | 222   |       |
| 本庁      | 1   | 13  | 0   | 0     | 0    | 0 | 0     | 0   | 0           | 0   | 0       | 0   | 0   | 0  | 0             | 0   | 0   | 0     | 1     | 13    |       |
| 高校生出前講座 |     |     | 45  | 5,210 |      |   |       |     | 9           | 221 |         |     |     |    |               |     |     | 10    | 1,440 | 64    | 6,871 |
| 合計      | 4   | 348 | 47  | 5,302 | 0    | 0 | 10    | 628 | 9           | 221 | 7       | 127 | 3   | 61 | 7             | 150 | 11  | 1,454 | 98    | 8,291 |       |

※高校生出前講座の「その他」は保護者向け出前講座

## (参考) 令和3年度

| 地域      | 大学生 |     | 高校生 |        | 中学校生 |     | 専門学校生 |     | 特別支援<br>学校生 |     | 企業・団体職員 |    | 高齢者 |    | 民生委員等<br>見守り者 |     | その他 |     | 合計  |        |
|---------|-----|-----|-----|--------|------|-----|-------|-----|-------------|-----|---------|----|-----|----|---------------|-----|-----|-----|-----|--------|
|         | 回   | 人   | 回   | 人      | 回    | 人   | 回     | 人   | 回           | 人   | 回       | 人  | 回   | 人  | 回             | 人   | 回   | 人   | 回   | 人      |
| 東部      | 2   | 125 | 1   | 11     | 0    | 0   | 4     | 314 | 0           | 0   | 2       | 27 | 2   | 47 | 5             | 95  | 2   | 68  | 18  | 687    |
| 中部      | 0   | 0   | 0   | 0      | 0    | 0   | 7     | 371 | 0           | 0   | 0       | 0  | 0   | 0  | 0             | 0   | 4   | 83  | 11  | 454    |
| 西部      | 0   | 0   | 0   | 0      | 0    | 0   | 0     | 0   | 0           | 0   | 4       | 41 | 3   | 23 | 1             | 42  | 0   | 0   | 8   | 106    |
| 本庁      | 0   | 0   | 0   | 0      | 2    | 179 | 0     | 0   | 0           | 0   | 0       | 0  | 0   | 0  | 0             | 0   | 3   | 81  | 5   | 260    |
| 高校生出前講座 | 0   | 0   | 97  | 13,337 | 0    | 0   | 0     | 0   | 25          | 732 | 0       | 0  | 0   | 0  | 0             | 0   | 4   | 182 | 126 | 14,251 |
| 合計      | 2   | 125 | 98  | 13,348 | 2    | 179 | 11    | 685 | 25          | 732 | 6       | 68 | 5   | 70 | 6             | 137 | 13  | 414 | 168 | 15,758 |

(2) 高校生消費者教育出前講座

○実施状況（令和2年度～令和4年度）

| 区 分               |    | R4<br>対象校 | R4<br>(計画) | R3<br>(実績) | R2<br>(実績) |
|-------------------|----|-----------|------------|------------|------------|
| 公立高校              | 計  | 128       | 86         | 76         | 55         |
|                   | 東部 | 47        | 31         | 22         | 17         |
|                   | 中部 | 35        | 23         | 18         | 17         |
|                   | 西部 | 46        | 32         | 36         | 21         |
| 県立・市立高校           | 計  | 95        | 60         | 56         | 38         |
|                   | 東部 | 35        | 21         | 16         | 12         |
|                   | 中部 | 27        | 15         | 13         | 11         |
|                   | 西部 | 33        | 24         | 27         | 15         |
| 県立特別支援学校<br>(高等部) | 計  | 33        | 26         | 20         | 17         |
|                   | 東部 | 12        | 10         | 6          | 5          |
|                   | 中部 | 8         | 8          | 5          | 6          |
|                   | 西部 | 13        | 8          | 9          | 6          |
| 私立高校              | 計  | 43        | 20         | 7          | -          |
|                   | 東部 | 12        | 8          | 2          | -          |
|                   | 中部 | 19        | 8          | 4          | -          |
|                   | 西部 | 12        | 4          | 1          | -          |
| 合 計               | 計  | 171       | 106        | 83         | 55         |
|                   | 東部 | 59        | 39         | 24         | 17         |
|                   | 中部 | 54        | 31         | 22         | 17         |
|                   | 西部 | 58        | 36         | 37         | 21         |

(3) 保護者向け消費者教育出前講座

○PTA地区指導者研修会における実施状況

- ・全11地区中、賀茂地区、沼津・駿東地区のPTA指導者研修会において出前講座を実施し、18校から111名が参加。
- ・三島・田方地区、志太・榛原地区、掛川地区の研修会に職員が出向き、36校の指導者に対して若者の消費者被害への注意喚起、出前講座実施の呼びかけ。

○学校PTAにおける実施状況

令和3年度に4校、令和4年度に10校(予定)で実施。

## 教員向け消費者教育の実践に関する研修

### 1 要 旨

- 学校における消費者教育の取り組みを支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講習や研修を実施する。
- 令和4年度は、教育委員会と連携し、教員研修管理システムへの研修動画掲載を行い、非常勤講師を含むより多くの教員が受講できる機会を確保する。

### 3 令和4年度教員向け研修計画

#### (1) 常葉大学教職大学院における講義の実施

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 月 日 | 7月1日(金)13:15~14:45  | 7月8日(金)13:15~14:45  |
| 人 数 | 現職教員、大学院生 13人   |   |
| 内 容 | ①内容説明と講師紹介(星野先生)<br>②消費者教育がなぜ必要か(県職員)<br>③消費者問題の現状と課題(県職員)<br>④振り返り(星野先生) | ①内容説明と講師紹介(星野先生)<br>②教材を使った消費者教育のモデル授業(竹本講師)<br>③振り返り(星野先生) |

#### (2) 県総合教育センターでの研修の実施

|     |   |
|-----|---|
| 月 日 | 7月27日(オンライン)  |
| 人 数 | 30人(オンライン開催後、研修管理システムで録画配信 13人視聴)   |
| 内 容 | 情報モラル教育実践研修<br>○科学的理解とモラルの両面から考える情報モラル教育<br>静岡大学 准教授 塩田 真吾 氏<br>○情報モラル教育の指導方法について<br>LINE株式会社 政策企画室 高橋 誠 氏<br>NPO法人 イーランチ 理事長 松田 直子 氏 |

#### (3) 県民生活課主催の講座の実施

|     |   |
|-----|---|
| 月 日 | 8月8日(月) (オンライン開催後、研修管理システムで録画配信予定)  |
| 人 数 | 51人   |
| 内 容 | 教員向け消費者教育実践講座<br>○学校における消費者教育の指導方法<br>講師 静岡大学大学院教育教育学領域 教授 色川 卓男 氏<br>講師 静岡大学大学院教育教育学領域 准教授 小清水貴子 氏<br>○授業で活用できる金融教育の指導のポイント<br>講師 静岡県金融広報アドバイザー 藤田すづ枝 氏<br>○成年年齢の引き下げ後の子どもの消費者トラブルへの対応方法<br>講師 中部県民生活センター相談員 大滝 幸子 氏 |

## 消費者教育講師人材養成研修について

### 1 趣旨

- 県では、平成 29 年度に養成した消費者教育講師を人材バンクに登録し、地域や学校、職場等の消費者教育出前講座へ派遣している。
- 県では、総合計画において、令和 7 年度までに出席講座の実施回数を 240 回とする目標を掲げていることから、本年度は、下記のとおり研修を開催し、新たに講師を養成する。
- なお、今年度は、消費者教育講師フォローアップ研修と兼ねて実施する。

### 2 研修の概要

- カリキュラムは知識編と実践編とし、合計 6 回実施する。
- 知識編は必修とし、実践編は第 1 回は必修、第 2 回は講師経験者や教員 O B、学校非常勤講師は選択とする。

#### (1) 知識編

- 録画配信 (YouTube) で実施する。

|       |                             |                              |
|-------|-----------------------------|------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 4 年 10 月<br>～令和 4 年 12 月 | ・ガイダンス<br>・契約と消費者関連法の基礎知識    |
| 第 2 回 | 令和 4 年 10 月<br>～令和 4 年 12 月 | ・成年年齢引下げに伴う若者の消費者被害の現状と課題    |
| 第 3 回 | 令和 4 年 11 月<br>～令和 4 年 12 月 | ・高齢者の消費者被害の現状と見守りのポイント       |
| 第 4 回 | 令和 4 年 11 月<br>～令和 4 年 12 月 | ・デジタル化時代の最新の消費者トラブル (若者・高齢者) |

#### (2) 実践編

- 集合型で実施する。

|       |                 |                                     |
|-------|-----------------|-------------------------------------|
| 第 1 回 | 令和 4 年 12 月 3 日 | ・消費者教育講座の組み立て方、惹きつけ方<br>・消費者教育モデル講義 |
| 第 2 回 | 令和 5 年 1 月 7 日  | ・消費者教育出前講座プランシート発表と意見交換             |

※会場は県庁会議室を予定

#### (3) 受講対象者

- 静岡県内に在住又は通勤・通学されている方で、以下の条件を満たす方(定員：30 名程度)
- ・消費者教育に興味・関心があり、日々変化する消費者被害の状況や消費者関連法の改正等について自ら学ぶことのできる方。
  - ・消費者団体会員、消費関連有資格者、教員 O B、学校非常勤講師、市町消費者教育コーディネーター O B、消費者教育関連の講師養成講座等を受講し、県の事業に協力している方。
  - ・令和 5 年度から 3 年間、学校や地域、職域 (職場) 等で講師として活動する意志のある方。
  - ・パワーポイントを作成、使用し講義ができる方。(基本のパワーポイントは県から提供可)



#### (4) 受講者の募集

##### ①募集方法

- ア) ふじのくに消費者教育推進県域協議会構成員・市町からの推薦者  
過去の経歴、現在の活動等から県の消費者教育講師としての資質を有する方を推薦していただき、受講を働きかける
- イ) 消費者関連団体やNPO等の会員  
消費者関連団体やNPO等を通じて募集を行う
- ウ) 教員OB・学校非常勤講師  
県教育委員会、家庭科教育研究会等を通じて募集を行う
- エ) 消費生活相談員OB、市町消費者教育コーディネーターOB  
県民生活センター、市町を通じて募集を行う
- オ) 消費生活相談員人材バンクの登録者  
県の消費生活相談員以外で、同バンクに登録されている方に直接募集を行う
- カ) 全国消費生活相談員協会会員  
メールマガジンで静岡県会員向けに募集を行う

##### ②推薦期間

令和4年8月上旬から令和4年8月31日※定員に満たない場合は、推薦期間を延長する。

##### ③募集期間

令和4年8月上旬から令和4年9月22日※定員に満たない場合は、募集期間を延長する。

#### (5) 受講者の決定

##### ①審査基準

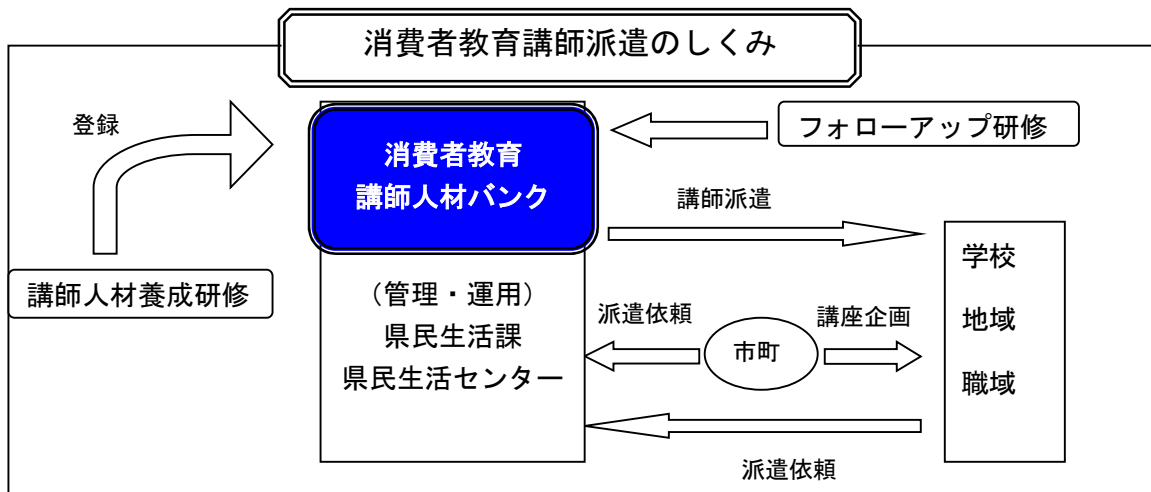
- ・申込書に消費者教育等に関する経験の有無、応募動機や抱負等を記入して提出していただき、講師としての資質の有無、適性等を審査したうえで、受講者を決定する。
- ・申込み多数の場合、ふじのくに消費者教育推進県域協議会構成員や市町の推薦のある方、消費関連の有資格者、消費者教育講座等の講師経験者や、学校での授業経験のある方を優先する。

##### ②結果通知

10月初旬までに応募者に通知する。

### 3 消費者教育講師人材バンクへの登録

- ・研修修了者を消費者教育講師人材バンクに登録し、県や市町が実施する出前講座の講師として派遣する。
- ・実施要領に基づき、報償費と旅費を県から支給する。



## 令和 4 年度 若者主体の消費者教育・啓発事業

## 1 要旨

4月から施行された成年年齢引下げに伴い増加が懸念される、若者の消費者被害の未然防止のため、県内大学生・専門学校生と協働で啓発動画を制作し、広く発信する。

## 2 事業概要

## (1) ねらい

大学生・専門学校生が自ら若者の消費者トラブル防止のための広報啓発に取り組むことにより、消費者トラブルを「自分ごと」として捉え、自立した消費者になるために必要な知識や価値観を養うとともに、同世代への情報発信により、若者の消費者被害防止につなげる。

## (2) 内容 (予定)

| 日 程                  | 項 目                 | 内 容  |
|----------------------|---------------------|--|
| 8月18日<br>～9月9日       | 県内大学生・<br>専門学校生の公募  | ○ 県内大学生・専門学校生を対象に学生チームメンバー（15名）を募集<br>・チラシ配架及び若者向け啓発サイトやSNS等で発信<br>・大学及び関係団体に周知協力依頼  |
| 9月22日<br>11:00～11:30 | 学生チーム<br>任命式の開催     | ○ 参加学生に部長より任命書手交<br>・学生が抱負を表明し、部長から激励  |
| 9月22日<br>～10月末       | 学生チームとの<br>啓発動画等の制作 | ○ 学生チームに向けたミニ講座の実施<br>・内容：契約の知識や消費者問題等<br>○ 制作のための検討会開催<br>・構成や内容等について意見交換<br>・第1回(9/22)、第2回・第3回(調整中)<br>○ 啓発動画（8種類）の制作<br>・注意喚起編（1分）×5種類<br>総集編（10分）×1種類<br>メイキング編（20～30秒）×2種類  |
| 12月中旬頃               | 完成動画お披露目会           | ○ 完成動画を学生チームが鑑賞し、マスコミを通じPR   |
| 1月上旬<br>～2月中旬        | 動画を活用した<br>啓発・情報発信  | ○ ウェブ広告の配信（委託事業者）<br>・SNS等を活用し、若者に向けたウェブ広告を配信<br>○ 学生チームによる情報発信<br>・参加学生自身のSNS等で情報発信<br>○ 県若者向け啓発サイト等での公開<br>・若者向け啓発サイトのトップページで動画を公開<br>・県内高等学校での消費者教育出前講座で紹介<br>○ その他、学生チームと連携した啓発活動<br>・注意喚起の文案や啓発リーフレットの作成、街頭キャンペーン等を想定 |

## エシカル消費推進事業

### 1 要 旨

持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進するため、「つくる」立場の事業者と、「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を実施する。

### 2 令和4年度事業計画（案）

- 令和3年度は、マスメディアやウェブ広告等を活用しながら、県民に接点の多い商業施設にエシカルアンテナショップを設置したことで、これまでエシカルを知らなかった層へ周知を図ることができた。
- 今年6月に、県内の600人を対象にインターネットモニター調査を実施したところ、倫理的消費（エシカル消費）に関する言葉は、「エシカル（12.2%）」「倫理的消費（エシカル消費）（8.3%）」となり、それぞれ3.4%、2.0%上昇した。
- 今年度も引き続き、県ポータルサイト「プラス・エシカル」や県民生活課 SNS等の様々な啓発ツールを活用しながら普及啓発事業を展開することで、認知度向上に努める。
- また、未来の消費行動を担う県内小学生・中学生に向け、SDGsやエシカル消費に関する出前講座を、熱海市と小山町で実施するほか、事業者に対し、エシカルな商品やサービスを取扱うことでビジネスチャンスにつながることへの理解を促す取組を行う。

### 3 今後のスケジュール（予定）

| 日 程    | 内 容  |
|--------|--|
| 8月31日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エシカル消費推進業務企画提案選定委員会の実施</li> <li>・受託者の決定</li> </ul> |
| 9月下旬   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者と契約締結</li> </ul>                                |
| 10月～   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・エシカル消費推進業務の開始<br/>(啓発実施期間は12月から2月を予定)</li> </ul>   |
| 11月～2月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsとエシカル消費に関する出前講座の実施</li> </ul>                  |

## シニア向け消費者教育推進事業

## 1 要旨

- ・社会のデジタル化により、スマートフォン等デジタル機器を活用した消費活動が進んでいるが、高齢者を中心に十分活用できない人も多く、「デジタル格差の解消」が重要な課題となっている。
- ・初心者向けのスマートフォン講座・教室については、現在、国の事業として、全国各市町で開催されている。
- ・そこで、県民生活課では、デジタル機器の基本的な使い方が分かる県民向け（主に高齢者）に、さらに一歩踏み込んで、キャッシュレス決済等ネットサービスの安全・安心な活用方法を学ぶ講座を実施し、デジタル・リテラシーの向上と消費者トラブル防止を図る。

## 2 講座概要（案）

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 講座名  | 消費者トラブルに遭わないための、ネットサービス活用講座<br>(業務受託者；(株)東海道シグマ)  |
| 開催回数 | 30回以上（開催時期：令和4年9月～令和5年3月）   |
| 開催時間 | 1時間30分～2時間  |
| 受講人数 | 1回あたり10人以上（目標合計受講者数；450人以上）   |
| 対象者  | 県内全域の高齢者のグループ<br>(スマートフォンでメール、LINE等を使うことが可能で、キャッシュレス決済やインターネット通販をこれから利用してみたい方)                          |
| 講座内容 | ・アプリダウンロード、キャッシュレス決済、インターネット通販利用にあたってのポイントと注意点<br>・個人情報の管理や様々なメッセージ画面への対処法 等                            |
| その他  | ・広報・周知、受講者の受付、会場確保等、県内市町に対して協力を依頼<br>・市町による傍聴を可とし、出前講座企画・実施に役立ててもらおう。<br>・本事業のノウハウを令和5年度以降の消費者教育出前講座で活用 |

## 3 スケジュール（予定）

| H4        |                         |     |     |     | H5 |    |            |
|-----------|-------------------------|-----|-----|-----|----|----|------------|
| 8月        | 9月                      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月         |
| ●<br>契約締結 |                         |     |     |     |    |    | ●<br>業務完了  |
| 教材作成・調整   | 広報活動・講座実施（講座ごとにアンケート実施） |     |     |     |    |    |            |
|           |                         |     |     |     |    |    | 広報分析・報告書作成 |